

平成30年度  
八郎潟町総合教育会議

会 議 録

八郎潟町総務課

# 平成30年度八郎潟町総合教育会議 会議録

作成年月日 平成31年3月8日

○開催日時	平成31年2月20日(水) 午後 1時30分 ~ 午後2時20分
○開催場所	八郎潟町役場 3階第2会議室
○出席者	町長：畠山 菊夫、教育委員会教育長：江島 廣、教育委員会教育長職務代理者：吉田 義則 教育委員会委員：小玉 美穂子、教育委員会委員：佐藤 直俊 事務局職員 総務課長補佐：渡部 祐一郎 説明のため出席した職員 教育課長：落合 智、福祉課長：齊藤 嘉生 教育課主任：菊地 宏明
○議 題	(1) 認定こども園に係る協定案等について (1) 平成31年度教育行政基本方針及び主要施策について
○配布資料	1 八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定案 2 八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園の運営費等の支援に関する協定案 3 八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準案 4 八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園の給食実施に関する協定案 5 八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園移行に関する説明会資料 6 八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園移行に関する説明会質疑応答内容 7 八郎潟町教育行政基本方針及び主要施策
○その他	

発 言 者	
渡部総務課長 補佐	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年度八郎潟町総合教育会議を開催いたします。</p> <p>また、運営要綱第5条により意見を聴取する必要がありますので、関係者として教育課及び福祉課職員に出席いただいております。</p> <p>それでは、開催に先立ちまして、八郎潟町長 畠山菊夫があいさついたします。</p>
畠山町長	<p>皆様ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>教育委員の皆様方には、常日頃から教育行政にご支援、ご指導いただきまして心より感謝申し上げます。</p> <p>特に、2020年に開校を予定している小中併設校、認定こども園につきましては、皆様から貴重なご意見をいただき感謝しております。</p> <p>日頃より、教育長とは議会対応等で意思疎通を図りながら、教育行政を進めておりますが、本日はさらに委員の皆様と教育方針等について、共通の理解を図りたいと思います。</p> <p>町当局と教育委員会が教育行政の方向性を協議・調整するのが総合教育会議の趣旨でございますので、本日は忌憚のないご意見を宜しくお願いします。</p> <p>なお、教育委員の方が1名欠員となっておりますが、前任の須田委員様につきましては、長年教育行政にご尽力いただき、本当に感謝申し上げます。今後、3月定例会において、人事案件として教育委員の同意について上程する予定ですので、宜しくお願いします。</p> <p>開会にあたり、簡単ではございますが私からの挨拶と致します。</p>
渡部総務課長 補佐	<p>それでは、次第に基づいて進めて参ります。</p> <p>なお、運営要綱第4条にもございますとおり、本来であれば町長が議長となり会議を進行すべきところですが、本日の会議は、皆様ご承知のとおり、町長と教育委員会の忌憚のない意見交換が本旨でございますので、進行につきましては私が務めさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の(1)認定こども園に係る協定案等について、説明をお願いします。</p>
菊地教育課 主任	<p>それでは、議題(1)認定こども園に係る協定案等について、ご説明いたします。</p> <p>認定こども園関係では、保育園と折衝を重ねております協定案に関する資料について説明いたします。</p> <p>まず、協定案についてですが、A4用紙1枚物の資料に4つの協定案と1つの基準の概要を記しておりますが、保育園の理事長、園長との話し合いをもとに、直近で変更を加えた部分を確認するために、冊子となっております協定案をもとに説明させていただきます。</p> <p>これまでの協定案を変更したものは、「八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定案」と「八郎潟町認定こども園の運営費等の支援に関する協定案」の二つです。変更箇所は赤字で示しております。</p> <p>はじめに「八郎潟町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定案」をご覧ください。</p> <p>こちらには、この他の協定にまたがる基本的な事項ならびに資産の貸与などについて規定しております。</p> <p>現在の変更箇所といたしましては、保育園から認定こども園の名称について、保育園の文集の名前などを由来として、「八郎潟太陽こども園」としたいという提案がありました。現状としては保育園側からの案が示されたのみの状態ですので、今はまだ仮称として記載しております。</p>

次に、ページを1枚めくっていただくと、第7条では法人の運営状況に関する情報開示について規定し、町の職員が秀麗会の理事となることとしておりましたが、保育園からは、監査する町の職員が理事となることは本来適当ではないのではないかと考えられるので、町の職員が理事会や総会に出席するようにはできないか、または理事としてではなく評議員としてなら問題がないと思う、などの意見がありましたので、町の職員が理事とならずに理事会等に出席できるように改めております。

次に、第8条では、資産の貸与について規定しております。当初は、幼稚園舎を譲渡することとしておりましたが、保育園からの要望により貸与することとした影響を受けて変更が必要となる部分を修正しております。第8条第2項では、幼稚園舎を貸与することとしています。第4項では、この貸与については別途契約を締結することとしています。第5項では、施設の修繕について規定しております。第6項では、建物災害共済と燃料費及び光熱費について規定しております。

施設の修繕につきましては、貸与物件であり、町の所有物なので必要となる修繕は町で行うことを前提としながら、町が実施する修繕などの範囲を超えて、法人の判断と経費で必要な改修等を行いたい場合は、町に事前申請が必要である旨を記載して、案としております。

また、認定こども園の公定価格をもとにした施設型給付などの通常法人が受ける収入の中に、建物の災害共済や燃料費及び光熱水費分の費用が含まれているため、これらの経費については、利用者である法人が所有者である町に支払うこととしています。

これにつきましては、3月分の光熱水費を町が支出するのが4月末、それから法人に町の支出額分を請求して法人の支払いを町が収納するのが5月以後となることが予想されますので、町の出納閉鎖を意識したうえで、法人の決算などに影響がないように、請求及び支払いの方法について検討する必要があると考えています。

最後に、次のページの第9条には通園バスについて規定しておりますが、法人の要望により、町が運行することとしております。当該協定案の修正につきましては、以上です。

次に、「八郎潟町認定こども園の運営費等の支援に関する協定案」をご覧ください。

この協定案では、当初幼稚園舎の譲渡を想定して運営費等の支援を規定しておりましたが、幼稚園舎は貸与とする案となっておりますので、施設の修繕等に関しては記載を削除して、譲渡した設備の修繕のうち高額なものに対する支援だけを残しております。

また、最終ページの別表に、初期の電算導入費に対する支援も記載しておりますが、本来は平成31年度中に認定こども園の開園準備のために必要な経費に対する支援を想定しておりました。ただし、現時点で協定の議決を得ていないこと、法人からは電算導入費が必要となるのかどうかを示されていないこと、また、町の当初予算にもこの支援のための予算が計上されていないことなどから、この経費に対する支援が本来必要なのかどうか、協議する必要があるものと考えております。当該協定案の説明につきましては、以上です。

渡部総務課長  
補佐

ただいまの説明について、ご意見・質問等ございましたらお願いいたします。

吉田教育長  
職務代理者

協定案の認定こども園の名称（仮称）について、幼稚園から案や要望等ありましたか。

江島教育長

名称（仮称）については、現在の八郎潟幼稚園とは別物の認定こども園になることから、特に幼稚園側から名称についての要望等はありませんでした。また、園歌については、保育園側も特に拘りがないようで、現在の幼稚園の園歌の歌詞を若干修正する方向で検討しております。

吉田教育長 職務代理者	バスの運営に係る経費については、今までどおり町が総て負担するものですか。
江島教育長	<p>バスの維持管理費や燃料費、運転手の人件費は町が負担し、添乗員については、認定こども園側で負担します。</p> <p>懸念されるのは、現在の幼稚園バスが耐用年数を経過し老朽化していることから、更新をどうするか今後検討が必要となります。</p> <p>また、協定案は2020年から5年間ですので、協定終了後に、認定こども園側で単独運営していくことも考えられます。</p>
小玉委員	現在、保育園は保護者が送迎していますが、今後は一部分の園児はバスの送迎になりますか。
江島教育長	<p>基本的に1号認定の園児についてバスの送迎となりますが、1号認定以外の園児については、現状と同様に保護者の送迎を予定しております。</p> <p>ただし、保護者から多数の要望があれば、2号認定の園児についても送迎を検討する必要があると思われれます。</p> <p>認定こども園の運営主体は秀麗会となるため、保護者の要望を取り入れるためにも、今後保護者と秀麗会との間で協議する必要があります。</p>
渡部総務課長 補佐	ほかにご質問等ございませんでしょうか。
全員	無し
渡部総務課長 補佐	<p>無いようですので、議題（1）を終了いたします。</p> <p>続きまして、議題の（2）平成31年度教育行政基本方針及び主要施策について、説明をお願いします。</p>
江島教育長	<p>それでは、私の方から議題（2）平成31年度教育行政基本方針及び主要施策について、ご説明いたします。</p> <p>1枚めくっていただきますと、A4横の様式が八郎潟町教育行政グランドデザインとなっております。平成31年度の教育行政基本方針ですが、「ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり」を基本に、主体的・対話的で深い学びから生きる力に必要な知・徳・体を身に付け、郷土を愛する心を培い、住みよい町づくりに貢献することを方針としております。</p> <p>本町の教育行政は、ご存じのとおり、学校教育、社会教育、社会体育の3つの分野に分かれております。また、総合教育会議については年1回の開催、教育委員会定例会は毎月1回ですが、必要に応じて臨時会も開催します。そのほか、教育委員会点検評価の実施により、各種事業の見直し等を検討して参ります。</p> <p>現状では、グランドデザインに大きな変更点はございませんが、町の総合計画の見直し等に伴い見直しを検討する必要があると思われれます。</p> <p>続きまして、1ページをご覧ください。</p> <p>平成31年度教育行政基本方針の修正についてですが、赤字で示している部分が今年度新たに加除・修正を行った箇所、青字で示されている部分が昨年度加除・修正した箇所となっております。</p> <p>学校（園）教育については、『1年後には併設校となる小・中学校並びに公私連携幼保連携型認定こども園の開設を踏まえて、中学校校舎の教室・トイレ・水飲み場などの増設等に伴う改修、幼稚園園舎の給食搬出入口・食缶収納庫等の改修工事を行います。』を追加しております。これは、小中併設校と認定こども園の開設に向けて改修工事等が行われることから、文言を追加しております。</p>

また、八郎潟町学校評価システムを運用し、幼稚園、小学校、中学校に共通する目標を提示します。なかでも、小・中連携教育を推進するとともに幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続に努め、小・中での乗り入れ授業や幼・保・小交流会、地域との交流などを計画的に実践します。

続きまして、2ページをご覧ください。

主要施策の1幼稚園について、(6)『インクルーシブ教育の構築を図り、個別の支援計画の作成に努めるとともに、生活サポーターを配置します。』と修正しております。これは、支援を要する園児に伴う個別の支援計画の作成に努めることから、修正したものです。

また、(10)『幼保一体化に向け、県教育庁幼保推進課から認定こども園サポート事業による支援を受けます。』を新規に追加しております。これは、平成30年度に引き続き、平成31年度も園サポート事業を実施することから、追加しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

2小・中学校についてですが、(5)『インクルーシブ教育の構築を図り、個別の支援計画の作成に努めるとともに、生活サポーターを配置します。併せて小学校には特別支援サポーターも配置します。』と修正しております。今年度は、中学校に1人生活サポーターがおりますが、平成31年度は小・中学校を含めてという観点から修正しております。また、小学校には2つの特別支援学級があることから、特別支援サポーターも配置します。

続きまして、4ページをご覧ください。

社会教育については、特に大きな変更点はございません。

今年度も同様に、県教委等助成事業を活用した青少年劇場開催の申請をしております。理想としては、舞台物と音楽物の2種類を開催したいところですが、事業に伴う特定財源が無いため、実施できていない状況です。今後、助成事業があれば、積極的に申請を検討して参りたいと思います。

また、当該助成事業も審査が厳しく、必ず採択となるわけではありません。不採択の場合は、PTAが主催となって同様の事業を開催しております。当該助成事業の予算については、決定後、平成31年度6月補正予算に計上します。

続きまして、5ページをご覧ください。

主要施策の3、国や県の助成事業の後に『(学校・家庭・地域連携総合推進事業など)』を追加しております。

現在、本町においては、クラブや総合学習等の際に、各種団体等との地域連携をしておりますが、今後は、学校にコーディネーターを配置して取り組んで貰うようにと、国・県の助成事業の内容が変化してきております。コーディネーターの配置については、小中併設校が開設してから検討して参りたいと思います。

続きまして、6ページをご覧ください。

社会体育について、6ページ冒頭、『オリンピック記念会館を本町の生涯スポーツやコミュニティスポーツの拠点と位置づけ、町民が健康で豊かな生活を実現し、さらに日常生活に定着できるような施策を展開します。』の次に、『ほかに、保健課・福祉課と連携して健康寿命延伸を目指した施策の展開を図ります。』を追加しております。

これは、保健課・福祉課において、健康増進の施策としてインターバル速歩を推進していくことから、教育課も加わり、3課が連携しながら施策の展開を図ります。

以上で、平成31年度教育行政基本方針及び主要施策について、説明を終わります。

渡部総務課長 補佐	ただいまの説明について、ご意見・質問等ございましたらお願いいたします。
委員全員	無し
渡部総務課長 補佐	特に無いようですので、議題の（２）を終了いたします。 続きまして、次第の４その他について、何かございませんか。
江島教育長	<p>総合教育会議の開催時期についてですが、町長が冒頭で述べたように、町と教育委員会が教育行政の方向性を協議・調整するのが趣旨であることから、本会議で協議した内容・要望等を次年度の予算へ反映させるためにも、来年度以降は、当初予算編成前に会議を開催したいと思います。</p> <p>また、小学校のボイラーが２月１日に故障し、現在、温風ヒーターをリースし、各教室及びその他の教室に３台ずつ配置して対応しております。</p> <p>既存のボイラーは、老朽化により修繕できない状況であり、新規に設置するには莫大な経費になるほか、学校内の配管も老朽化しており、修繕を要する状況です。</p> <p>また、温風ヒーターでは、空気の乾燥等により、児童の健康面が懸念されるため、ＦＦ式ストーブの設置も検討しております、ＦＦ式ストーブはリースが無いことから、購入することとなり、同じく多額の経費が捻出されます。</p> <p>今シーズンは、教室内の空気の乾燥に注意をしながら温風ヒーターで対応することとなりますが、平成３１年度冬期間の対応については、検討が必要になります。</p>
島山町長	<p>児童の健康面を考慮すれば、経費がかかっても各教室にＦＦ式ストーブを設置するべきだと思います。</p> <p>ボイラーの重油の燃料費は、年間相当の支出となっておりますので、ＦＦ式ストーブの購入費と相殺すれば、大きな差額ではないと思います。</p>
江島教育長	<p>小学校空き校舎の利活用として、教室が貸事務所などに決定していれば、ＦＦ式ストーブの設置について、前向きに検討しいところですが、１年で使用しなくなった場合を考慮すれば、多額の経費を捻出するのが懸念されます。</p> <p>今後、町長・財政とも協議しながら、より良い対策について検討して参りますので宜しくお願いします。</p>
渡部総務課長 補佐	その他にございませんでしょうか。
島山町長	<p>私の方から一つ報告があります。</p> <p>願人踊について、現在、国の重要無形民俗文化財の指定に向けて働きかけをしております。</p> <p>指定については、審議官が直接視察に来て審議することとなりますが、全国各地の祭りや伝統行事等が申請していることから、視察の順番がなかなか回って来ない状況のようです。</p> <p>秋田県内で最近指定されたのは、花輪ばやしですが、指定されるまで１０年程かかったそうです。今後も指定に向けて積極的に働きかけをして参ります。</p>
渡部総務課長 補佐	その他にございませんでしょうか。
全員	無し
渡部総務課長 補佐	無いようですので、以上をもちまして、平成３０年度総合教育会議を閉会いたします。 皆様、ありがとうございました。